

第69回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2020年6月23日（火）午前10時

場所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

新型コロナウイルス感染症対応について

- ①感染リスク低減のため書面（議決権行使書）
郵送による議決権行使をご推奨いたします。
- ②接触感染リスク低減のため本年の総会に限り
お土産の配布は控えさせていただきます。

目次

■ 招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	25
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	46
■ 株主総会参考書類	51

セーラー広告株式会社

証券コード：2156

(証券コード 2156)
2020年6月8日

株 主 各 位

高松市扇町二丁目7番20号
セーラー広告株式会社
代表取締役社長 村 上 義 憲

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。かかる事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面による議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saylor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎当社第69回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第69回定時株主総会の開催を6月23日（火）に予定しておりますところ、新型コロナウイルスの感染拡大が全国規模で懸念されております。当社といたしましては、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、次のとおりの対策を実施させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご出席および議決権行使に関するお願い

・総会会場につきましては、通常より席数が少なくなっております。株主総会へのご出席をご検討いただいている株主様におかれましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に十分ご留意いただき、健康状態によらず、本年はご来場を見合わせ、郵送による議決権行使を強くご推奨申し上げます（招集通知に同封しております議決権行使書用紙による行使を是非ご活用ください）。

■議決権行使期限：2020年6月22日（月）午後5時45分まで

・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安を感じられる方におきましては、株主総会へのご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・本年は接触感染リスク低減のため、株主総会にご出席いただいた方へのお土産を取りやめさせていただきますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。
- ・他の株主様の健康・安全確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または退席をお願いする）こととなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・マスク着用のうえでご出席をお願いいたします。また、議場受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には消毒液の使用をお願い申し上げます。
- ・総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社株主総会に関する株主様へのお願い等につきまして、今後の状況変化によっては上記の内容を更新のうえ、当社IRサイト (<https://www.saylor.co.jp/ir/>) 内においてお知らせいたします。適宜ご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

事業報告

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、政府の各種政策効果もあって緩やかな回復基調で推移いたしました。今年2月下旬に新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急対応策が発表されて以降、景気は急減速し、先行きについては不確実性が極めて高い状況となりました。当社グループ商勢圏におきましても昨年10月の消費税率改定以降、消費マインドが相対的に低下する中、2月以降、新型コロナウイルス感染症への予防策として外出自粛やイベント中止等による消費不振が見られ、各企業とも厳しい経営環境となりました。

また、広告業界におきましては、インターネットを活用した情報発信手段の多様化によって、メディア環境が変化し、各企業のマーケティングコミュニケーション活動にデジタルメディアがこれまで以上に広く活用されるようになりました。その結果、インターネット広告費がテレビメディア広告費を上回り、6年連続の2桁成長となり、2019年の日本の総広告費は6兆9,381億円と8年連続のプラス成長となりました（電通調査）。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的流行はイベントの中止や延期のほか広告出稿の停止や自粛を誘発いたしました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「地域No.1のコミュニケーションサービスの提供」を目指し、顧客の経営課題に資するマーケティングコミュニケーションの実現をより加速するため、その活動指針を『Marketing Design（マーケティングデザイン）』と掲げ、顧客満足度の高いサービスの提供に努め、デジタルメディア提案力の強化と提供サービスの質的向上に取り組むとともに、グループ各拠点間の連携強化、業務提携先との協業、ウェブ広告運用セミナーの開催などに取り組んでまいりました。

その結果、インターネット広告が順調に増加したほか、G20労働雇用大臣会合や地域振興イベントの実施、地元出身タレントや有名キャラクターを使ったキャンペーン、インターネット観光動画の制作、地元商品のブランディングなどがありました。ウェブ広告運用セミナーにつきましては、各企業のウェブ広告担当者向けに合計3回開催し、新規開拓だけではなくウェブに強い会社としてのPRにも繋がりました。

当連結会計年度におきましては、こうした取組がりましたが、昨年10月の消費税率改定以降の消費マインドの相対的な低下とこれに付随した地元企業の業績の伸び悩みが、お客様のマーケティング戦略の変化をもたらし、広告予算の見直しや都市部への集約などとして表面化し、地元企業の広告出稿に対する慎重姿勢へと繋がりました。また、新型コロナウイルス感染症への対策等からイベントの開催中止や規模の縮小、広告活動の自粛などが2月下旬以降相次ぎ、インバウンド消費の縮小も重なって広告出稿の大幅な減少が生じた結果、当社グループの売上高は8,217百万円（前期比93.5%）となりました。

当社グループにおきましては、顧客満足度の高いサービスの提供に努め、個々の受注案件の利益率改善に努めた結果、売上総利益率は前年同水準の19.4%となりましたが、売上高の減少を吸収することはできず、売上総利益は1,591百万円（前期比93.7%）となりました。

経費面におきましては、モバイルパソコンの導入や消費税率改定へのシステム対応のほか、課題解決型営業の強化を目的とした研修費用の計上等がありました。諸費用の節減に努めた結果、販売費及び一般管理費は1,516百万円（前期比98.0%）となりました。

以上から、営業利益は74百万円（前期比49.7%）、経常利益は90百万円（前期比56.8%）となりました。また、当連結会計年度におきましては、当社愛媛本社の改装に伴う固定資産除却損10百万円のほか、保有する投資有価証券の一部について3月の市場環境悪化に伴う時価下落から投資有価証券評価損21百万円等を計上し、税金等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は19百万円（前期比22.7%）となりました。

【参考】事業別の状況（当連結会計年度）

区 分	売上高			営業利益	
	(百万円)	前期比(%)	構成比(%)	(百万円)	前期比(%)
広告事業	8,186	93.4	99.6	70	48.7
テレビ	1,409	101.3	16.4	—	—
ラジオ	197	92.3	2.3		
新聞	1,198	94.9	14.0		
雑誌	315	89.2	3.6		
セールスプロモーション	1,700	83.9	19.8		
イベント	1,038	76.5	12.1		
屋外	303	86.3	3.5		
インターネット/モバイル	1,121	133.8	13.1		
制作・その他	1,261	101.3	14.8		
セグメント内の内部売上高	△359	127.5	—		
ヘルスケア事業	31	102.9	0.4	1	72.1
調整額	—	—	—	1	101.1
グループ合計	8,217	93.5	100.0	74	49.7

※1 当社グループの扱うサービスのうち、テレビ・ラジオ・新聞および雑誌を中心とする各種メディアを活用した広告の企画・立案・制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告などの広告に関するあらゆるサービス活動のほか、フリーマガジンおよび月刊タウン情報誌の発行を「広告事業」として区分しております。また、地域密着型通所介護施設の運営を「ヘルスケア事業」として区分しております。

※2 調整額はセグメント間取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、安定的な事業資金の確保を目的として、銀行保証付私募債を2019年12月に1億5,000万円発行いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

広告業界におきましては、インターネットやデジタル技術を活用した広告の成長が目覚ましく、インターネット広告を専門に扱う企業の参入もあって業界全体の規模は拡大しております。これらデジタル広告の領域では、媒体の形態や技術の進歩が広告市場全体へ新しい風を送り込み、YouTube視聴者やSNS利用者をとおして消費を喚起するなど、生活者の情報接触端末や時間の変化とともに、個人をターゲットとした広告手法も活発になってきました。そして、従来の広告手法では消費者への訴求が難しくなりつつあるなど、まさに業界自体の転換期を迎えております。こうした広告手法の多様化とともにお客様のニーズも多様化しており、広告会社には、広告をとおした付加価値の創出が求められております。また、お客様それぞれのニーズに対応するためには、様々なデータの活用が欠かせない時代となっており、データ活用を含めた対応も必要とされております。

このような時代にあっては、顧客と市場の関係性の中にあるストーリーを構想して、それに即した最も効果的な広告手法を提案する、すなわち、お客様の企業価値向上に繋がるストーリーを共創することが重要であり、これからの当社グループの在り方だと考えております。また、私たちの提供するサービスは行政や地域に対しても広がります。地域課題から社会的価値

を構想し、実現させていくことも当社グループの活動領域であると考えており、企業理念が示すように、「顧客課題を提案活動によって解決し、地域の皆様とともに豊かな文化を育て、社会をより楽しく、より美しく、より豊かにすること」が当社グループの使命であると考えております。

この実現に向け、当社グループにおきましては、高いクリエイティブ力と企画提案力による付加価値の高い営業の実践をとおして地域No.1のコミュニケーションサービスを提供すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

①新たな成長領域への展開

当社グループは、地域密着主義で培ったきめ細かな対応と、四国中国エリアに福岡、東京を加えた拠点ネットワーク、70年の実績に基づくノウハウによってお客様の様々なニーズに応え、時代に即した提案活動によって、より質の高いコミュニケーション効果の創造に努めてまいりました。しかし、前述したような広告業界の転換期にあっては、従来の広告手法が生活者の消費喚起に結びつかず、訴求効果が見込めない場合もあり、お客様の経営課題の解決を達成できない状況も見え始めました。

また、当社グループは地域を商勢圏とするため、お客様は地元の企業が多く、業種業態も多様で、要求されるサービスや広告活動範囲也多岐に亘っております。そのため、地域の特徴を踏まえたサービスの提案や営業活動を行う必要があり、お客様の变化に合わせた確な提案活動を遂行することは、当社グループにとって、重要な課題となっております。

当社グループにおきましては、付加価値の高いサービスの提供に努め、受注案件の利益率向上を図っておりますが、当社グループが持続的成長を遂げるためには、新たな成長領域への展開が必要であると考えており、既存ビジネスモデルの遂行のみではなく、収益構造の新たな基盤となる強みを活かした競争優位性を担保する独自のビジネスの開発に取り組んでおり、地域ブランドの構築と発信、商品・サービスの共同開発とエリア展開サポートのほか、クリエイティブな視点やデザイン経営などを取り入れ、積極的な提案活動を実行してまいります。

さらに、「デジタルトランスフォーメーション」関連投資を新たな成長の原動力に結びつけるべく、当社グループが競争優位性を確保するために既存のビジネスモデルからの転換を図り、デジタル革命が進む中において、当社グループ自身が変革を進め、デジタル文化を組織内に浸透させてまいります。

②デジタルメディア提案力の強化

2019年の国内インターネット広告費は、大型プラットフォームを中心に高成長となり、マスコミ四媒体由来のデジタル広告費が全体を押し上げ、2兆1,048億円、前年比119.7%と6年連続の2桁成長となりました（電通調査）。当社グループ商勢圏におきましても、デジタル化の波は着実に押し寄せており、今後、各企業におけるマーケティング活動のデジタル領域へのシフトとともに、既存媒体の良さを組み合わせた総合的な提案がより一層求められると予想されます。

当社グループにおきましては、デジタルメディアを活用したプロモーションプランを提供するため、専任部署を設置し、デジタルメディアを活用したコミュニケーションサービスの向上に取り組むとともに、地元企業のウェブ広告担当者向けに広告運用セミナーを開催するなど、デジタル技術の利用浸透にも取り組んでおります。また、当社グループにおいてウェブプロモーション活動の提案を事業とするアド・セイル株式会社、および、クラウドサービスとCRMの総合的な支援を得意とする業務提携先であるシナジーマーケティング株式会社との連携をこれまで以上に強化し、既存の広告手法だけではなく、新たな商材の開発などにも取り組んでまいります。さらに、検索連動型広告やディスプレイ広告などを中心としたYahoo! JAPANとの連携実績やグループ内ウェブ解析士による提案活動によって、地元企業のデジタルマーケティング活動を支援してまいります。

③提供サービスの付加価値の向上

2019年の日本の広告費は8年連続のプラス成長となり、インターネット広告領域やイベント関連が全体を押し上げる結果となりました。（電通調査）。

当社グループにおきましても、インターネット広告費が伸長しておりますが、他の媒体の構成比は依然として高く、ローカル広告市場におきましては、エリアを絞り込んだ訴求には従来からの広告手法が有効な場合があります。その一方で、当社グループのお客様の商売の在り方や情報発信の方法は大きく変化しており、メディア環境の変化も相まって、当社グループがお客様に提供するコミュニケーションサービスの在り方も大きく変化しております。

当社グループにおきましては、グループ内に蓄積された地域情報のほか地元に着した広告会社としてのディレクション力、マーケティング力を最大限に活用し、新旧媒体を組み合わせたコミュニケーションサービスについての提案営業を推し進め、顧客満足度の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

また、当社グループは、数多くのお客様に認められた高いクリエイティブ力を強みとするスタッフを合計8拠点に配しております。当社グループにおきましては、時代の変化を取り入れた常に新しいコミュニケーションサービスを質の高いクリエイティブワークとともに提供し、提供するサービスの付加価値を高め、お客様の課題解決に繋げてまいります。

④ネットワーク力の強化

当社グループは、四国エリア（香川・愛媛・徳島・高知）、中国エリア（岡山・広島）、福岡・東京に拠点を配し、地域に密着したきめ細かな提案活動によって、多様化するお客様の要望にお応えし、質の高いコミュニケーションサービスの提供に努めてまいりました。また、当社グループ商勢圏におきまして、さらなるシェアの向上を図るため、2012年1月にはクラウドサービスとCRMの総合的な支援を得意とするシナジーマーケティング株式会社と業務提携し、2016年6月にはスポーツイベントや国体、行幸啓行事に強みを持つ株式会社セレスポと業務提携いたしました。さらに、2018年4月には当社同様地元密着した広告会社として豊富な経験とノウハウを有している株式会社第一エージェンシーと業務提携いたしました。

当社グループにおきましては、業務提携先との連携をより一層強化し、独自商材の共同開発や合同イベントの開催、入札案件への共同参加、社内外経営資源の有効活用などに取り組むことによって、受注領域の拡大と提供サービスの拡充を図っております。さらに、お客様からの多様なニーズに迅速かつ確に対応できるよう、こうしたネットワークの連携を強化するとともに、人材交流も含めたセラー広告グループの連携拡大によるシナジー効果の最大化に取り組んでまいります。

⑤人材への投資

当社グループの競争力の源泉は人材であり、当社グループにとって最も重要な経営資源であります。お客様に満足いただけるコミュニケーションサービスを提供するためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であり、また、多様化するお客様のニーズに対応するために広告の提案や制作の過程における専門的な知識を持った人材の獲得も重要な経営課題であります。当社グループにおきましては、人材の獲得競争が厳しさを増すなか、適正な人員の確保と優秀な人材の育成を図るため、社内研修や教育制度の強化に加え、継続的な採用活動に取り組んでまいります。

また、社員の「健康」や「働き方」は企業の業績や存続に係る重要な経営課題であります。当社におきましては、生産性の向上と働き方改革を推進するため、昨年からチームによる目標達成を重視した新しい人事評価制度と給与制度を構築いたしました。また、主要事業場の職場環境の整備やモバイルパソコンの導入、グループウェアの機能拡充、クラウド型人材管理ツールの導入によって、従業員の働く環境の改善を図るとともに人材への投資を強化してまいりました。今後、新しい制度やツールの運用を着実に実行していくとともに、時間外労働の削減に努め、グループの人材マネジメントを強化してまいります。また、「定時退社日の運用推進」「残業時間の削減」「有給休暇取得率の向上」「仕事と育児の両立支援」などに取り組み、当社グループ各拠点に即した諸施策を推進してまいります。

⑥ヘルスケア事業における労働力の確保

当社グループにおきましては、小規模の地域密着型の通所介護サービスを香川県高松市において提供しており、ヘルスケア事業として区分しております。ヘルスケア事業におきましては、介護保険法の改正ならびに介護報酬の改定、介護市場における競争激化、有資格者を含めた従業員確保などの課題がありますが、なかでも、介護サービス需要の拡大に伴い懸念される労働力不足の問題は重要な経営課題と認識しております。

当社グループにおきましては、従業員の定着率の向上のため、従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社の事業にご理解をいただくとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の概況

(単位：千円)

区 分	第66期 2016年4月～ 2017年3月	第67期 2017年4月～ 2018年3月	第68期 2018年4月～ 2019年3月	第69期 2019年4月～ 2020年3月
売上高	9,302,204	8,817,589	8,791,906	8,217,704
経常利益	184,929	97,330	158,771	90,148
親会社株主に帰属する当期純利益	80,428	21,054	87,584	19,846
1株当たり当期純利益	21円29銭	5円57銭	23円18銭	5円25銭
総資産	4,573,072	4,484,995	4,665,639	4,206,935
純資産	1,858,665	1,831,937	1,886,043	1,875,871

②当社の財産および損益の概況

(単位：千円)

区 分	第66期 2016年4月～ 2017年3月	第67期 2017年4月～ 2018年3月	第68期 2018年4月～ 2019年3月	第69期 2019年4月～ 2020年3月
売上高	7,548,052	7,222,088	7,083,035	6,543,684
経常利益	145,997	111,617	109,630	32,989
当期純利益 又は当期純損失(△)	56,252	△642	46,136	△18,264
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	14円89銭	△0円17銭	12円21銭	△4円83銭
総資産	4,154,879	4,043,360	4,183,332	3,689,626
純資産	1,810,315	1,760,412	1,775,620	1,728,020

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	所在地	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 あ わ わ	徳 島 市 南 末 広 町	30,000	100.0	雑誌・書籍の出版・販売、広告物の 企画・制作
アド・セイル株式会社	高 松 市 本 町	49,000	100.0	インターネットを利用したマーケ ティング活動の企画、立案
株 式 会 社 ゴ ン グ	福 岡 市 中 央 区	37,000	100.0	広告の企画・制作、マーケティング リサーチ、プロモーションプラン ニング、フリーマガジンの発行
南放セーラー広告株式会社	高 知 市 北 本 町	30,000	100.0	広告の企画・制作、マーケティング リサーチ、プロモーションプラン ニング
株式会社エイ・アンド・バイ	松 山 市 鴨 川	16,000	100.0	モデル住宅総合展示場の企画・運 営、地域密着型通所介護施設の運営

(注) 上記は全て連結子会社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、四国中国九州エリアおよび東京を主要事業エリアとして、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告など、広告に関するあらゆるサービス活動を行うほか、フリーマガジンおよび月刊タウン情報誌を発行しております。また、小規模の地域密着型通所介護施設の運営を行っております。

(12) 主要な営業所

①当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
高 松 本 社	高 松 市 扇 町	倉 敷 支 社	倉 敷 市 白 楽 町
愛 媛 本 社	松 山 市 北 斎 院 町	西 讃 支 社	丸 亀 市 土 器 町
岡 山 本 社	岡 山 市 北 区 東 古 松 南 町	東 予 支 社	新 居 浜 市 一 宮 町
徳 島 支 社	徳 島 市 新 南 福 島	東 京 支 社	東 京 都 港 区 虎 ノ 門
広 島 支 社	広 島 市 中 区 橋 本 町	宇 和 島 事 務 所	宇 和 島 市 丸 之 内

(注) 2019年9月21日付をもって、東京支社は東京都港区虎ノ門へ移転いたしました。

②重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (10) 重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(13) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
183 名	13名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
119 名	9名減	43.6 歳	15.7 年

(注) 従業員数は就業人員数であり、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社香川銀行	294,070 千円
株式会社四国銀行	106,600 千円

(注) 2020年3月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 6,078,000 株（うち自己株式 2,300,328 株）
- (3) 株主数 932 名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
セーラー広告取引先持株会	528,800 株	13.9%
セーラーグループ社員持株会	469,700 株	12.4%
株式会社香川銀行	180,000 株	4.7%
株式会社読宣姫路	160,000 株	4.2%
工藤 信 仁	142,000 株	3.7%
村上 義 憲	133,800 株	3.5%
株式会社百十四銀行	100,000 株	2.6%
東京海上日動火災保険株式会社	100,000 株	2.6%
株式会社 中 広	92,400 株	2.4%
株式会社日鋼サッシュュ製作所	92,000 株	2.4%

(注) 当社は、自己株式2,300,328株を保有しておりますが、大株主からは除いております。また、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	村 上 義 憲	社長補佐・総務局・関連会社統括兼企画制作局担当 第 二 営 業 局 担 当 第 三 営 業 局 担 当 第 一 営 業 局 担 当
専 務 取 締 役	西 尾 正 紀	
常 務 取 締 役	青 野 昭 彦	
取 締 役	萱 原 一 則	
取 締 役	森 川 稔	
常 勤 監 査 役	原 渕 定 夫	
監 査 役	山 内 直 樹	
監 査 役	田 辺 真 由 美	

- (注) 1. 山内直樹および田辺真由美の両名は、社外監査役であります。
2. 監査役田辺真由美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 2019年6月25日開催の第68回定時株主総会において、森川稔は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役萱原一則は、2020年4月1日付で常務取締役となっております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (一 名)	78,530 千円 (一 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	11,149 千円 (3,000 千円)

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、株主総会で承認された取締役または監査役に関する報酬総額の範囲内において、各報酬等の額を決定しております。取締役の報酬限度額につきましては、賞与を含み、年額1億5,000万円以内とする旨を2014年6月24日開催の第63回定時株主総会において決定しております。監査役の報酬限度額につきましては、年額2,000万円以内とする旨を2014年6月24日開催の第63回定時株主総会において決定しております。

取締役の報酬等の額につきましては、固定報酬と賞与で構成し、各取締役の固定報酬額につきましては、取締役会においてこれを決定しております。また、取締役に対する賞与につきましては、事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合に、その支給の可否を決定しております。

各監査役の報酬等の額につきましては、監査役の協議により決定しております。なお、監査役に対しましては、その職務執行の対価としての報酬が業績の成果と連動して増減させることに馴染まないことから、賞与は支給せず、固定報酬のみといたしております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。ただし、当社におきましても、社外取締役に期待されている役割、すなわち、経営者が経営者自身ではなく株主にとって望ましい経営を行っているかを監視することについては、重要と認識しております。また、当社におきましては、会社経営の実務経験があること、企業のパフォーマンスを評価できるファイナンス知識を有していること、当社の業界に関する知見を有していることなど、社外取締役に期待する人材像を満たす人物が確保できれば積極的に選任に向け取り組んでまいり所存であります。

当社は、「会社の経営理念を共有し、営業現場における課題を熟知した人材が会社経営の意思決定をすべきである」との観点から、迅速な意思決定を可能とするために、取締役を5名としております。また、取締役会の意思決定が偏ることのないよう、企業経営・企業会計に精通した者2名を社外監査役として選任し、社外から見た客観的知見を迅速に経営に活かすことのできる体制としております。そして、監査役の意見には常に耳を傾けており、会議の場だけではなく、日常から意見交換を行うことで経営監視強化に繋げております。さらに、取締役会の議事・運営につきましては、総務局および弁護士等外部専門機関と連携を図り、客観的な意見を基に潜在リスク等の是正に努めるほか、コンプライアンスを重視した透明かつ公平なガバナンスを目指した体制としております。従って、現状におきましては、こうした体制が経営の意思決定に対して監視機能を十分に発揮していると認識しております。

②監査役

(i)重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ii)会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(iii)社外役員の活動状況

監査役山内直樹は、当事業年度開催の取締役会23回のうち社外監査役の出席を予定しておりました取締役会は12回ございましたが、このうち10回に出席し、討議内容についての疑問点等を解消するため適宜質問し、客観的な観点から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

監査役田辺真由美は、当事業年度開催の取締役会23回のうち社外監査役の出席を予定しておりました取締役会は12回ございましたが、このうち12回に出席し、会計処理などを中心に適宜質問し、公認会計士としての立場から意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	23,000 千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000 千円

- (注) 1. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り算定根拠などを確認し、検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらを合計して記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
- (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定めるとともにグループ内リスク管理体制強化のため、親会社内部統制担当者が、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (2) 取引先等との取引は、営業管理規程などの社内規程に基づいて行う。
- (3) 取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく

取締役会に報告する。

- (4) 取締役、執行役員、子会社社長は、会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および子会社からの報告に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月2回開催し、監査役出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行う。
- (2) 月前半の取締役会には、子会社社長の出席を要請し、当社取締役と併せ事業場ごとの状況報告を求める。
- (3) 取締役会とは別に、業務執行上の重要案件について幅広い層から意見を聴取することを目的として取締役および監査役で構成する経営会議を開催する。経営会議は、毎月2回取締役会と同日に開催し、重要事項の報告および審議を行い、必要により執行役員、子会社社長およびその他幹部社員の出席を要請する。
- (4) 取締役会規程、業務分掌・職務権限表等社内規程により、役割と責任、職務等について定める。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は親会社管理本部が行い、知り得た情報は遅滞なく取締役会に報告する。
- (3) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は親会社管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告する。

- (2) 子会社社長は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、親会社取締役会へ出席し、報告しなければならない。
 - (3) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社使用人から監査役補助者を任命することができる。ただし、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得たうえで取締役会が決定する。
9. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、監査役監査規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。
 - (2) 当社グループにおいて重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。
 - (3) 監査役に報告した者が、その報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないように配慮しなければならない。
 - (4) 監査役からその職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、速やかにこれを支払う。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査役監査規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査役と堅密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
 - (2) 内部統制担当者は、監査役と堅密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
 - (3) 監査役監査事務に不都合がある場合は親会社管理本部においてこれを補助する。
 - (4) 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べる

とともに、改善策の策定を求めることができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。
- (2) 財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・運用等に当たっては「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定め、各部門・各グループ会社における自己点検および内部監査室による独立的モニタリングを継続的に実施する体制を構築するとともに、ＩＴ環境の適切な理解とこれを踏まえたＩＴの有効かつ効率的な利用を推進する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

1. 取締役の職務執行およびグループ管理体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月２回開催し、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行っております。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役の１年任期制を採用しており、さらに、取締役の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

上記のほか、当社は、取締役会とは別に経営会議を開催しております。経営会議は、基本的には毎月前半の取締役会と同日に開催し、取締役、常勤監査役および子会社代表取締役の出席のもと重要事項の報告および審議を行い、業務執行における重要事項の意思統一を図っております。なお、必要によりその他幹部社員の出席を要請しております。

2. 監査役の職務執行

当社は監査役制度を採用しており、監査役は現在３名で、うち１名が常勤監査役で、残り２名が会社法第２条第16号に定める社外監査役の条件を満たす者であります。監査役は、毎月開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査役会において全監査役出席のもと監査に関する重要事項の協議等を行っております。

当社の社外監査役は２名で、社外監査役山内直樹は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であり、社外監査役田辺真由美は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけでなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。

ます。また、社外監査役2名は、取締役会に出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行ったうえで常勤監査役による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めております。さらに、内部監査人および監査法人の監査方針や実施計画書を閲覧し、監査結果等に関して適宜意見を聴取しております。

3. 内部監査およびリスク管理体制

当社コンプライアンス委員会は、取締役3名、監査役1名、総務局次長1名、内部監査員1名および事務局1名で構成しております。業務執行部門から独立した立場で、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議によって、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指しております。

また、専任者1名で構成しております当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査役および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。」ことを基本方針としております。

また、当社倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、全社を挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しております。

② 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等により疑念が生じた場合は、総務

局長に相談することとしております。

③ 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

④ 研修活動の実施状況

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,060,895	流 動 負 債	1,514,685
現 金 及 び 預 金	906,301	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,078,702
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,051,294	短 期 借 入 金	101,000
商 品	7,478	一年内返済予定の長期借入金	65,280
仕 掛 品	42,847	未 払 法 人 税 等	16,434
貯 蔵 品	2,560	賞 与 引 当 金	60,940
未 収 還 付 法 人 税 等	15,895	返 品 調 整 等 引 当 金	2,106
そ の 他	36,391	そ の 他	190,222
貸 倒 引 当 金	△1,874	固 定 負 債	816,378
固 定 資 産	2,146,039	長 期 借 入 金	397,590
有 形 固 定 資 産	1,089,026	社 債	150,000
建 物 及 び 構 築 物	293,819	退 職 給 付 に 係 る 負 債	178,839
土 地	746,598	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5,087
そ の 他	48,608	そ の 他	84,860
無 形 固 定 資 産	30,954		
の れ ん	6,000		
そ の 他	24,954	負 債 合 計	2,331,063
投 資 そ の 他 の 資 産	1,026,057	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	148,905	株 主 資 本	1,878,738
繰 延 税 金 資 産	70,992	資 本 金	294,868
投 資 不 動 産	679,962	資 本 剰 余 金	198,600
そ の 他	136,418	利 益 剰 余 金	1,700,240
貸 倒 引 当 金	△10,220	自 己 株 式	△314,972
		その他の包括利益累計額	△2,867
		その他有価証券評価差額金	△1,762
		退職給付に係る調整累計額	△1,104
		純 資 産 合 計	1,875,871
資 産 合 計	4,206,935	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,206,935

連結損益計算書

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,217,704
売上原価		6,626,466
売上総利益		1,591,238
販売費及び一般管理費		1,516,736
営業利益		74,501
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,873	
投資不動産賃貸料	45,260	
その他の	4,589	52,724
営業外費用		
支払利息	6,833	
不動産賃貸費用	27,084	
その他の	3,159	37,077
経常利益		90,148
特別利益		
投資有価証券売却益	1,000	
事業譲渡益	499	1,499
特別損失		
固定資産除却損	10,739	
減損損失	3,222	
投資有価証券評価損	21,830	35,792
税金等調整前当期純利益		55,855
法人税、住民税及び事業税		26,747
法人税等調整額		9,261
当期純利益		19,846
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		19,846

連結株主資本等変動計算書

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	294,868	198,600	1,699,282	△314,972	1,877,780
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△18,888		△18,888
親会社株主に帰属 する当期純利益			19,846		19,846
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	958	—	958
当 期 末 残 高	294,868	198,600	1,700,240	△314,972	1,878,738

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	8,380	△117	8,263	1,886,043
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△18,888
親会社株主に帰属 する当期純利益				19,846
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△10,143	△987	△11,130	△11,130
当 期 変 動 額 合 計	△10,143	△987	△11,130	△10,172
当 期 末 残 高	△1,762	△1,104	△2,867	1,875,871

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称 株式会社あわわ
アド・セイル株式会社
株式会社ゴング
南放セーラー広告株式会社
株式会社エイ・アンド・ブイ

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1 社

持分法適用会社の名称 有限責任事業組合AND

持分法適用にあたり、当有限責任事業組合への出資金は、有限責任事業組合の連結決算日における財産及び損益の状況に基づき、同組合の純資産持分割合に応じて連結貸借対照表上、投資その他の資産（その他）として計上し、また同組合の損益項目の持分相当額を連結損益計算書へ計上しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ひょうたん島不動産合同会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品：総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品および：主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具器具備品 2～20年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③返品調整等引当金

商品の返品および売れ残りによる損失に備えるため、返品実績率等に基づき損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②のれんの償却方法および償却期間

その効果の発現する期間を個別に見積り償却期間を決定したうえで均等償却しております。

③退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産および担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	54,813 千円
建物及び構築物	236,248 千円
土地	514,394 千円
投資有価証券	35,900 千円
投資不動産	486,897 千円
計	1,328,253 千円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金	242,082 千円
短期借入金	20,000 千円
長期借入金 (一年以内返済分含む)	412,870 千円
社債に係る銀行保証	150,000 千円
計	824,952 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

692,286 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

195,297 千円

4. 受取手形割引高

27,941 千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,078,000 株	— 株	— 株	6,078,000 株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,300,328 株	— 株	— 株	2,300,328 株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	18,888	5.00	2019年3月31日	2019年6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	18,888	利益剰余金	5.00	2020年3月31日	2020年6月24日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、毎月の資金繰り計画に基づき、経常的運転資金については短期的な銀行借入により、設備投資や企業買収資金などの経営戦略的事業資金については長期的な銀行借入によって資金調達することを基本とし、社債の発行を含め、安定的な事業資金の調達に努めております。

また、余剰資金については、元本返還の確実性を考慮した金融資産による運用を含め、資金有効活用を図っており、有価証券につきましては、営業推進上必要と認めた場合のみ、これを購入しております。

なお、当社グループにおきましては、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

金融資産のうち、受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、主に政策投資を目的とした株式である投資有価証券は、市場価格および企業業績の変動リスクに晒されております。

金融負債のうち、支払手形は原則3ヶ月以内、買掛金は2ヶ月以内を支払期日としており、短期借入金をこれらの支払に充当する場合、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、前述に記載の資金調達を目的とした長期借入金および社債は、償還日は決算日後、最長で13年であり、すべて固定金利であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・顧客の信用リスクの管理

当社グループは、営業管理規程において各営業部門長を売掛債権管理責任者と定め、広告主の財務状況、その他必要事項を常に把握させ、管理帳票により売掛債権の回収に関し日常的に留意するよう指導するとともに、毎月滞り個別債権回収のための活動および回収状況を経営会議に報告させております。

・市場価格および企業業績の変動リスクの管理

当社グループ保有の投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務情報を得、発行企業との取引関係等を勘案したうえで保有状況の見直しに努めております。

・資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、各拠点からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰り計画を作成し、手持資金の流動性を勘案のうえ、流動性リスクを管理しております。

・金利の変動リスク

当社は、長短借入金残高に基づいた銀行との取引状況を毎月取締役会に報告させ、銀行借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものについては、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	906,301	906,301	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,051,294	1,051,294	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	130,833	130,833	—
資 産 計	2,088,430	2,088,430	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,078,702	1,078,702	—
(2) 短期借入金	101,000	101,000	—
(3) 社債	150,000	150,077	77
(4) 長期借入金 (※)	462,870	461,984	△885
負 債 計	1,792,572	1,791,764	△807

※ 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

注1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

① その他有価証券 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	54,820	49,769	5,050
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	76,013	83,677	△7,664
合計		130,833	133,446	△2,613

②当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
株式	1,000	1,000	—
合計	1,000	1,000	—

③減損処理を行った有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度において、有価証券について21,830千円（その他有価証券の株式21,830千円）減損処理を行っております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに (2) 短期借入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	18,072

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、『2. 金融商品の時価等に関する事項 (3) 投資有価証券』には含めておりません。

注3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	900,372	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,051,294	—	—	—
合計	1,951,667	—	—	—

注4．短期借入金、社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年内	1 年超 2 年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
短期借入金	101,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	150,000	—	—	—
長期借入金	65,280	63,080	108,080	58,080	50,580	117,770
合計	166,280	63,080	258,080	58,080	50,580	117,770

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の概要

当社グループは、香川県その他の地域において、賃貸用の店舗・マンション（土地を含む）を所有しております。2020年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は18,176千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
692,972	△13,009	679,962	516,259

- (注) 1. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は不動産の取得(1,549千円)、主な減少は減価償却(14,275千円)であります。
2. 時価の算定方法
重要性のあるものについては「不動産鑑定評価基準」に基づいており、その他は指標などを用いて自社で算定した金額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 496円56銭
2. 1株当たり当期純利益 5円25銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,400,265	流動負債	1,186,867
現金及び預金	487,025	支払手形	296,088
受取手形	46,151	買掛金	576,823
売掛金	756,398	短期借入金	70,000
仕掛品	41,287	一年内返済予定の長期借入金	65,280
貯蔵品	407	未払金	22,346
前払費用	5,167	未払消費税等	32,577
前払法人税等	10,554	未払消費税等	17,807
未収金の引当金	14,875	前受金の引当金	25,084
貸倒引当金	39,029	賞与の引当金	50,000
	△630	その他の負債	30,859
固定資産	2,289,360	固定負債	774,737
有形固定資産	964,431	長期借入金	397,590
建物	270,768	社債	150,000
構築物	2,285	退職給付引当金	143,444
工具、器具及び備品	38,758	長期預り金	31,565
土地	644,206	その他の負債	52,138
一ス資産	8,413	負債合計	1,961,605
無形固定資産	22,786	純資産の部	
ソフトウェア	13,479	株主資本	1,728,990
電話加入権	9,306	資本剰余金	294,868
投資その他の資産	1,302,142	資本剰余金	198,600
投資有価証券	142,617	資本準備金	194,868
関係会社株	327,459	その他の資本剰余金	3,732
破産更生債権	5,585	利益剰余金	1,550,492
繰延税金資産	54,966	利益準備金	34,500
投資不動産	681,894	その他の利益剰余金	1,515,992
保険積立金	42,498	土地圧縮積立金	25,754
貸倒引当金	54,418	別途積立金	1,438,500
	△7,297	繰越利益剰余金	51,738
		自己株式	△314,972
		評価・換算差額等	△969
		その他有価証券評価差額金	△969
資産合計	3,689,626	純資産合計	1,728,020
		負債・純資産合計	3,689,626

損 益 計 算 書

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,543,684
売上原価		
外注費	5,235,289	
制作費	225,162	5,460,452
売上総利益		1,083,231
販売費及び一般管理費		1,075,135
営業利益		8,096
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,863	
投資不動産賃貸料	57,370	
その他の	1,347	61,580
営業外費用		
支払利息	6,207	
不動産賃貸費用	27,367	
その他の	3,113	36,687
経常利益		32,989
特別利益		
投資有価証券売却益	1,000	1,000
特別損失		
固定資産除却損	10,739	
減損損失	3,222	
投資有価証券評価損	20,517	34,480
税引前当期純損失		490
法人税、住民税及び事業税		7,273
法人税等調整額		10,500
当期純損失		18,264

株主資本等変動計算書

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	294,868	194,868	3,732	198,600
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失 (△)				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	294,868	194,868	3,732	198,600

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		土地圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	34,500	25,754	1,438,500	88,891	1,587,645
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△18,888	△18,888
当 期 純 損 失 (△)				△18,264	△18,264
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△37,153	△37,153
当 期 末 残 高	34,500	25,754	1,438,500	51,738	1,550,492

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本計 合	その他の 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△314,972	1,766,143	9,476	9,476	1,775,620
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△18,888			△18,888
当 期 純 損 失 (△)		△18,264			△18,264
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			△10,446	△10,446	△10,446
当 期 変 動 額 合 計	—	△37,153	△10,446	△10,446	△47,599
当 期 末 残 高	△314,972	1,728,990	△969	△969	1,728,020

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および貯蔵品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 10～40年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	51,800 千円
建物	234,295 千円
構築物	1,953 千円
土地	514,394 千円
投資有価証券(※)	35,900 千円
投資不動産	486,897 千円
計	1,325,239 千円

担保付債務

支払手形	27,540 千円
買掛金	137,393 千円
短期借入金	20,000 千円
長期借入金	412,870 千円
(一年以内返済分含む)	
社債に係る銀行保証	150,000 千円
計	747,803 千円

※投資有価証券は、当社の子会社である南放セーラー広告株式会社の取引先からの債務（54,888千円）に対して担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

637,105 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

196,192 千円

4. 受取手形割引高

27,941 千円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	28,112 千円
短期金銭債務	56,775 千円

6. 保証債務

下記の子会社の金融機関からの借入金および取引先からの債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

南放セーラー広告株式会社	58,264 千円
--------------	-----------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引

354,954 千円

営業取引以外の取引

13,765 千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

2020年3月31日現在の自己株式数

普通株式

2,300,328 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金

2,414 千円

賞与引当金

15,230 千円

退職給付引当金

43,693 千円

減損損失

20,858 千円

投資有価証券評価損

21,067 千円

その他

48,310 千円

繰延税金資産小計

151,574 千円

評価性引当額

△85,327 千円

繰延税金資産合計

66,247 千円

(繰延税金負債)

土地圧縮積立金

△11,280 千円

繰延税金負債合計

△11,280 千円

繰延税金資産の純額

54,966 千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南 放 セ ー ラ ー 広 告 株 式 会 社	所有 直接100%	債務保証 担保の提供 役員の兼任 社員の役員 派遣・出向 など	担保の提供 (注1) 債務保証 (注2)	35,900 58,264	—	—

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 取引先からの債務につき、担保の提供を行ったものであります。

(注2) 金融機関からの借入金および取引先からの債務につき、債務保証を行ったものであります。なお当該債務保証に対する保証料の受取はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 457円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円83銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

セーラー広告株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー広告株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

セーラー広告株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

セーラー広告株式会社 監査役会

常勤監査役	原 淵	定 夫	㊞
社外監査役	山 内	直 樹	㊞
社外監査役	田 辺	真由美	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当の継続を基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を実施する方針であります。

第69期の期末配当につきましては、事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額 18,888,360 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループが行う事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するとともに、一部号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. （ 条文省略 ） 16. （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 17. （ 条文省略 ） 30. （ 条文省略 ）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. （ 現行どおり ） 16. （ 現行どおり ） 17. <u>企業の事業戦略に関するコンサルティング及び事業開発・商品開発</u> 18. <u>企業及び商品のブランド構築に関するコンサルティング並びに実施</u> 19. <u>事業・商品の販売戦略、プロモーション及び広報に関する業務全般</u> 20. <u>地域振興に関するコンサルティング、企画、設計及び管理</u> 21. <u>プロダクトデザイン、空間デザイン等の企画、制作及び管理</u> 22. <u>自社商品の企画、デザイン、製造及び販売</u> 23. （ 現行どおり ） 36. （ 現行どおり ）

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当 社 株 式 の 数
1	むら か み よ し の り 村 上 義 憲 (1951年9月12日生) 再 任	1977年 4 月 当社入社 1994年 4 月 第二営業局長 1994年 5 月 取締役第二営業局長 2000年 1 月 常務取締役 2000年 5 月 常務取締役兼協同セーラー広告(株)代表取締 役社長 2004年 4 月 常務取締役 2005年 4 月 専務取締役 2011年 4 月 代表取締役社長 (現任)	133,800 株
2	に し お ま さ の り 西 尾 正 紀 (1957年1月10日生) 再 任	1980年 3 月 当社入社 2002年 4 月 企画制作局長 2003年 4 月 執行役員企画制作局長 2006年 4 月 執行役員高松本社営業局長 2007年 3 月 執行役員第一営業本部長 2007年 6 月 取締役 2011年 6 月 常務取締役 2017年 4 月 専務取締役 (現任)	41,800 株
3	あ お の あ き ひ こ 青 野 昭 彦 (1956年6月20日生) 再 任	1979年 4 月 当社入社 1996年 4 月 営業部長 2005年 4 月 広島支社長 2008年 4 月 執行役員営業局次長 2010年 4 月 執行役員愛媛本社営業局長 2010年 6 月 取締役 2017年 4 月 常務取締役 (現任)	44,600 株
4	か や は ら か ず の り 萱 原 一 則 (1964年11月7日生) 再 任	1988年 3 月 当社入社 2002年 4 月 営業部長 2008年 4 月 執行役員営業局次長 2010年 4 月 執行役員高松本社営業局長 2010年 6 月 取締役 2020年 4 月 常務取締役 (現任)	22,600 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
5	もりかわみのる 森川 稔 (1967年7月4日生) 再任	1990年3月 当社入社 2002年4月 営業部長 2006年10月 徳島支社長 2012年4月 営業局次長 2015年4月 執行役員営業局長 2019年6月 取締役 (現任)	32,800 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の地位および担当につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)」に記載のとおりであります。
3. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、「会社の経営理念を共有し、営業現場における課題を熟知した人材が会社経営の意思決定をすべきである」との観点から、迅速な意思決定を可能とするために、取締役を5名としております。また、取締役会の意思決定が偏ることのないよう、企業経営・企業会計に精通した者2名を社外監査役として選任し、社外から見た客観的知見を迅速に経営に活かすことのできる体制としております。そして、監査役の見解には常に耳を傾けており、会議の場だけではなく日常から意見交換を行うことで経営監視強化に繋げております。さらに、取締役会の議事・運営につきましては、総務局および弁護士等外部専門機関と連携を図り、客観的な意見を基に潜在リスク等の是正に努めるほか、コンプライアンスを重視した透明かつ公平なガバナンスを目指した体制としております。従って、現状におきましては、こうした体制が経営の意思決定に対して監視機能を十分に発揮していると認識しており、社外取締役を候補者として選任しておりません。ただし、会社経営の実務経験があること、企業のパフォーマンスを評価できるファイナンス知識を有していること、当社の業界に関する知見を有していることなど、当社が社外取締役に期待する人材像を満たす人物が確保できれば積極的に選任に向け取り組んでまいり所存です。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が、えひめ有限責任監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同監査法人は会計監査人としての専門性、独立性および品質管理体制を有しており、当社グループの企業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の遂行が期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は、次のとおりであります。

名	称	えひめ有限責任監査法人
主たる事務所所在地		愛媛県松山市味酒町2丁目9番地17
沿革		2004年4月 法人事務所を愛媛県松山市二番町に設立 2008年7月 法人事務所を愛媛県松山市味酒町へ移転 2009年7月 有限責任監査法人へ移行 2018年10月 社員数10名に増加 2019年3月 上場会社監査準登録事務所に登録
構成員		公認会計士23名（内社員10名、非常勤13名）

以上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場 ご案内図

会 場

香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館
大ホール（2階）

交 通

J R 高松駅…………… 徒歩約**10分**
ことடன்瓦町駅………… 徒歩約**15分**
五番町バス停…………… 徒歩約 **5分**

※専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関のご利用をお願いいたします。



「クールビズ」スタイルでの 株主総会開催について

当社は、本定時株主総会におきまして、地球温暖化防止に向けた省エネルギー化および節電への取り組みとして、会場の室温を調整したうえで、役職員が軽装(クールビズ)で対応させていただく予定です。何卒、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症 対応について

総会運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。また、総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。